

## バイブルコーディングファクトリー 開発サブスクリプション契約書

アンリミテッドアム株式会社（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して提供するアプリ／Web サービス開発支援（サブスクリプション）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、要件定義、プロトタイプ作成、実装、テスト、リリース支援および継続的改修等の開発支援業務（以下「本業務」という。）を提供し、乙がこれに対する報酬を支払う条件等を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

- 「成果物」とは、本業務の遂行により甲が作成・提供する仕様書、設計資料、ソースコード、画面、ドキュメント等をいう。
- 「バックログ」とは、乙が希望する追加・修正・改善等の要望事項の一覧をいう。
- 「作り放題」とは、バックログへの登録件数に上限がないことを意味し、同時並行での作業対象は原則として 1 プロダクト（または 1 プロジェクト）とし、甲乙協議のうえ優先順位に従い順次対応することをいう。
- 「スプリント」とは、週次または隔週等、甲乙で合意した開発・改善サイクルの単位をいう。

### 第3条（業務内容・範囲）

- 甲は、乙に対し、別紙 1（業務仕様書／運用ルール）に定める内容で本業務を提供する。
- 本業務は、原則として準委任契約として遂行され、甲は成果の完成を保証するものではない。ただし、乙が MVP 範囲を合意し、必要情報・判断を期限内に提供する等の条件を満たす場合、甲は 3 か月目までに Web サービスとしての公開（ローンチ）を目標として最大限努力する。
- 次の各号は本業務に含まれない（別途見積またはオプションとする）。（1）サーバー費、各種 SaaS 費、API 利用料、アプリストア登録費等の実費（2）iOS/Android ネイティブアプリのストア配布を前提とした開発（3）大規模デザイン制作、動画制作、ブランド制作（4）大規模データ移行、複雑な外部システム連携、特殊なセキュリティ監査対応（5）24 時間 365 日の監視・一次障害対応（SLA が必要な場合は別途合意）

### 第4条（体制および進行・コミュニケーション）

1. 乙は、甲の窓口担当者として意思決定権限を有する者（以下「窓口担当」という。）を定める。
  2. 甲の体制（担当者数・役割）および運用方法（定例、連絡手段、初動目安等）は別紙1に従う。
  3. 乙が仕様の決定、素材提供、確認等を遅延した場合、スケジュール・品質・ローンチ目標に影響が生じうることを乙は承諾する。
- 

## 第5条（優先順位・作業量の取扱い）

1. 甲は、バックログのうち、甲乙で合意した優先順位に従い作業を行う。
  2. 乙は、バックログ登録が無制限であっても、同時にすべてが完成するわけではないことを確認する。
  3. 甲の稼働目安（対応時間帯および月の稼働レンジ）は別紙1に定めるとおりとし、乙は当該範囲内での対応となることを承諾する。
- 

## 第6条（検収・受領確認）

1. 甲が成果物または機能を提供した後、乙は別紙1に定める期間（提出後5営業日以内）に受領確認または不具合報告を行う。
  2. 乙が前項期間内に書面（電子的方法を含む）にて異議を述べない場合、当該成果物は検収合格したものとみなす（みなし検収）。
  3. 乙の要望変更・追加は、第7条（変更管理）に従う。
- 

## 第7条（変更管理：追加・仕様変更）

1. 乙が仕様変更、機能追加、要件の再定義等を希望する場合、バックログに登録し、甲乙で優先順位を再協議する。
  2. 大幅変更（工数・難易度・外部連携・セキュリティ要件等が大きいもの）は、甲の判断でオプション（別途見積）とすることができる。
- 

## 第8条（報酬・支払条件）

1. 乙は甲に対し、本業務の報酬として月額 金 500,000 円（税別）を支払う。
2. 支払方法は以下のとおりとする。
  - (1) 初回：前払い。乙は契約締結後、甲の指定する期日までに金 500,000 円 + 消費税を支払う。甲は当該入金確認後、キックオフミーティングを開始する。
  - (2) 2か月目以降：毎月 25 日支払い。乙は当月分として、毎月 25 日までに月額報酬を支払う。
3. 振込手数料は乙の負担とする。
4. 乙が支払を遅延した場合、甲は年 14.6% の遅延損害金を請求できる。

---

## 第9条（費用・第三者サービス）

1. サーバー、ドメイン、決済、メール配信、地図、AI API 等の第三者サービス費用は乙が負担する。
  2. 乙が利用する第三者サービスの利用規約違反に起因する損害について、甲は責任を負わない。
- 

## 第10条（契約期間・更新）

1. 本契約の契約期間は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から**3か月間**とする（最低契約期間）。
  2. 契約期間満了後は、乙が解約を申し出ない限り、**1か月単位**で自動更新する。
- 

## 第11条（解約・解除）

1. 乙は、最低契約期間（3か月）経過後、**解約希望日の1か月前**までに書面（電子的方法を含む）で通知することにより、本契約を解約できる。
  2. 最低契約期間内の中途解約は原則として認めない。ただし、甲が特別に承諾した場合を除く。
  3. 乙が支払を15日以上遅延した場合、甲は催告のうえ本契約を解除できる。
  4. 甲乙は、相手方が重大な契約違反をし、相当期間を定めて催告しても是正されない場合、本契約を解除できる。
  5. 反社会的勢力排除条項に違反した場合、相手方は無催告で解除できる。
- 

## 第12条（再委託）

1. 甲は、本業務の一部を第三者に再委託できる。この場合、甲は再委託先に対し本契約と同等の義務（秘密保持等）を課す。
  2. 乙が事前に書面で拒否した特定の再委託先がある場合、甲は合理的範囲で配慮する。
- 

## 第13条（知的財産権：成果物の帰属）

1. 乙が本契約に基づく報酬を完済した場合、成果物のうち乙向けに新規に作成された成果物（ソースコード、設計資料、ドキュメント等）の著作権（著作権法27条および28条の権利を含む）は、**検収完了（みなし検収を含む）**後、乙に移転する。
2. 次の各号は甲に留保される。
  - (1) 甲が従前から保有するノウハウ、ライブラリ、テンプレート、開発フレームワーク
  - (2) 汎用的なモジュール、再利用可能な部品
3. OSS（オープンソース）を用いる場合、当該ライセンス条件が優先され、乙はこれ

を遵守する。

4. デザイン素材、写真、フォント等は各ライセンス条件に従う。
- 

## 第14条（秘密保持）

（前回案のまま。必要なら年数を入れて確定します）

1. 甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上・営業上その他一切の非公知情報を秘密として取り扱い、第三者に開示・漏えいしない。
  2. 次の情報は秘密情報に含まれない。
    - (1) 受領時点で公知の情報
    - (2) 受領後、自己の責によらず公知となった情報
    - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  3. 秘密保持義務は契約終了後も\_\_\_\_年間存続する。
- 

## 第15条（個人情報・データ取扱い）

1. 甲が個人情報を取り扱う場合、甲乙は個人情報保護法その他関連法令を遵守する。
  2. 本番データへのアクセスが必要な場合、アクセス範囲・権限・ログ等は別紙1に定める。
  3. 乙は、本サービス運用に必要な利用規約・プライバシーポリシー等の整備責任を負う。
- 

## 第16条（保証の範囲・免責）

1. 甲は善良な管理者の注意をもって本業務を遂行するが、特定の売上・利益・ユーザー数等の成果を保証しない。
  2. 乙の指示・提供情報の誤り、第三者サービス障害、乙の運用ミスに起因する損害について甲は責任を負わない。
  3. 甲は、セキュリティについて合理的対策を講じるが、完全な安全性を保証しない。
- 

## 第17条（損害賠償の上限）

甲が乙に対して負う損害賠償責任は、債務不履行・不法行為その他原因を問わず、直近1か月分の月額報酬額（50万円）を上限とする。

ただし、甲の故意または重大過失による場合はこの限りでない。

---

## 第18条（権利義務の譲渡禁止）

甲乙は、相手方の事前の書面承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡・担保提供してはならない。

---

### **第 19 条（反社会的勢力の排除）**

甲乙は、反社会的勢力でないこと、関与しないことを表明保証し、違反が判明した場合、相手方は無催告で解除できる。

---

### **第 20 条（公表・実績掲載）**

甲は、乙の社名・ロゴ・成果物の一部を、甲の実績として Web サイト、提案資料等に掲載できる。

ただし、乙が合理的理由に基づき事前に書面で非公開を申し出た場合、甲はこれに従う。  
(=「公開可」を原則にしつつ、乙が困るケースに逃げ道を作った条文です)

---

### **第 21 条（協議）**

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠実に協議し解決する。

---

### **第 22 条（準拠法・管轄）**

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の紛争については、**東京地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とする（所在地に合わせて変更可）。

---

### **第 23 条（通知）**

通知は、書面、電子署名、または当事者が合意するメール／チャット等の方法により行う（証跡が残る手段推奨）。

---

#### **署名欄**

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲：住所\_\_\_\_\_

社名\_\_\_\_\_

代表者\_\_\_\_\_ 印

乙：住所\_\_\_\_\_

社名\_\_\_\_\_

代表者\_\_\_\_\_ 印

---

## 別紙1：業務仕様書／運用ルール（反映済み）

### 1. 体制（担当者数／役割）

PM、エンジニア等の担当者数および役割は、制作物の内容により適宜変更する。

### 2. 稼働目安（対応時間帯／月の稼働レンジ）

平日 10:00～17:00、月 140 時間相当を目安とする。

※当該稼働目安は保証ではなく、優先順位と内容により変動し得る。

### 3. 連絡手段

Slack／Chatwork（案件に応じて甲乙協議で追加可）

### 4. 定例

週1回、30～60分程度（進捗報告、課題確認、優先順位決定）

### 5. 初動目安

問い合わせへの一次返信：1営業日以内

### 6. 検収期限

甲の提出（機能提供・成果物共有）後、5営業日以内に乙がフィードバックする。

乙が期限内に異議を述べない場合、当該成果物は検収合格（みなし検収）とする。

### 7. 開発対象

原則1プロダクト。

同時進行を行う例外条件は、甲乙協議のうえ別途合意する。

### 8. 3か月ロードマップの成果物定義

3か月ロードマップの成果物定義（MVP範囲、必須機能、後回し機能、公開条件等）は、初月の中旬までにドキュメントで確定させるよう、甲乙は相互に協力する。

### 9. 環境（責任分界）

開発・ステージング・本番環境の構成、運用責任、権限および作業分担は、案件開始時に甲乙協議のうえ定める。

### 10. アカウント管理（所有）

本番に関わる各種アカウント（クラウド、ドメイン、SaaS等）は乙が所有する。

### 11. 障害対応

障害対応は営業時間内対応を原則とする。

運用時にSLAが必要な場合は、別途オプション条項として合意する。